

過労死を再発させないために－立ち上がる遺族

夫を救えなかった悔しさを心に刻み

寺西笑子

1 夫を過労自殺で失って

1996年2月15日深夜、夫は49歳でこの世を去った。会社は京都市内に飲食店7店舗を営み、夫は筆頭店の店長だった。折しも平成バブル崩壊後不況のあおりを受け、軒並みに前年比割れの低迷時に達成困難なノルマを命ぜられた。宴会ができる和食の店は年中無休だった。サポート体制が無いなか店長業務に加え、未経験の顧客開拓営業活動と他店の仕入れ管理まで命ぜられ、夫は年間4,000時間以上の長時間過重労働を強いられた。必死の努力で一定回復したものの短期間で右肩上がりのノルマは達成できず、連日社長から叱責を浴びせられ意に添わない異動を言い渡された。

夫は20年以上、仕事一筋に実績を積み上げ、会社のために献身的に働いてきたことを誇りにしていたが、社長からすべてを否定されうつ病を発症し、2か月後に飛び降り自殺した。

一報を受けた社長と上司は、夫の枕もとで土下座して泣いて謝ったのだが、数日経てば手のひら返した態度になり職場にかん口令が引かれた。「会社を許せない！」と怒る同僚と部下までが夫の仕事ぶりや職場の労働環境等について、誰も本当のことを話してくれなくなった。結局、夫が自殺して2年後に退職者が現れ、その方の協力を得て労災申請し夫の死が過重な労働によるものであったとして、5年後に労基署段階で

業務上認定されたのである。

私は労災認定後に会社責任について申し入れをしたが、夫は勝手に働いて勝手に死んだ、会社に責任は無いと主張する書面が届き、会社が過労死を出したことに対する反省がまったく無く、夫の命をあまりにも軽く考えていることが許し難く思い会社を提訴した。

民事訴訟の証人尋問に立った元社長は、事実を誤魔化して作り話を語り、さらに夫の自殺を防げなかったのは、家族関係が築けていなかったからだといひ証言をしたのである。

元社長は、夫を自殺に追い込んだばかりか名誉も傷つけ、夫は死人に口なしで二度殺されたのだった。4年の審理を終え地裁判決は全面勝訴した。被告会社は控訴したが取引先から敗訴による不信用を得たとして会社整理に追い込まれた。そのため高裁で和解勧告が出された。会社がなくなり再発防止策は不用となったが和解を受け入れるにあたり、被告を出頭させ、夫の亡骸にねぎらいの言葉と衷心より詫びさせることは妻として譲れぬ条件だった。

こうして労災認定闘争と民事訴訟を通して夫が自殺に追い込まれたことの真相解明に10年9ヵ月かかった。裁判で和解が成立し最後に会社と元社長は謝ったが、亡くなった夫は二度と生き返ってくることはなく、悲しみと虚しさは時が経つごとに深まり、今も心の傷は癒えることはない。夫を救えなかった悔しさが私の心に

刻み込まれ、どうすれば死なずにすんだのか、が生きてゆくテーマになっている。

2 過労死を出した企業名裁判の原告として

私は経験者として被災者遺族の相談を受けているが、過労死事件は遺族がひっそりと解決するケースが多い。その場合、企業名は世間に知られないことで社会的な批判を浴びず、過労死を発生させた

企業は本気で改善策を考えようとしないうえ、職場環境が改善されずまた再発することになる。他方、声をあげてたたかった遺族が企業との和解の中で再発防止策を約束させたとしても、遺族がずっと会社を監視することは難しく実際は和解の口実で終わってしまう場合が多いことから、過労死を出した企業名公表を国のしくみとするよう取り組む必要があると考えた。

本訴訟は、2009年に大阪過労死問題連絡会が企業や行政が過労死を生じさせない職場環境づくりに真摯に取り組む体制を構築すべく提起されたもので、家族の会が協力し原告として参加している。

過労死を出した企業名公表裁判の主な争点は、企業名が公表されると、①個人の特定につながるか。②企業の利益を害するか。③行政事務に支障をきたすか。だった。大阪地裁は、「国民主権のもと、……企業名の開示を命じる」という全面勝訴を下したが、2012年11月大阪高裁は、真逆の不当判決を下した。①は、個人が特定できるか否かについて、近親者も含める枠組みを採用し、「特定できる」とした。②は、ネット上の書き込みで過労死を出した企業＝ブラック企業と、マイナス評価を受けると判断し、「企



業利益を害する」とした。③は、企業側が報道などの風評を恐れ、聴取に応じない可能性があることや行政担当者が少ないことを挙げ、「行政の遂行に支障をきたす」蓋然性を採用した。さらに被災者が出た職場であっても他の労働者は過重労働とは認められないとし、企業名の開示によって人の人生・身体・健康等が保護される具体的関連はない、とまで言及したのである。

大阪高裁は、公正・中立の立場であるはずの判断をせず、国が主張した以上に、国側に配慮した、棄却ありきの判決をくだした。

このような判決は容認できず当然に最高裁へ上告申立および上告受理申立をおこなった。

3 過労死を再発させないために

2008年、「過労死弁護団全国連絡会議」と「日本労働弁護団」総会において「過労死等防止基本法」(案)が決議されたことを受け、私たちは法制化を願って手探りで国会議員へつないだ。これが契機となり、2010年10月に初めて院内集会を開催し遺族の声を国会議員へ届けることができた。参加議員から、前職で過労死が発生する職場環境で働いていた告発があり賛同の声が挙がった。満員の参加者と心ひとつになり集

会は大成功した。この機運を活かし過労死家族の会と過労死弁護団が呼びかけ団体になり、2011年11月「過労死防止基本法」制定実行委員会が結成された。

私たちの求める「過労死防止基本法」は①過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。②過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。③国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。この3つが柱になっている。世論喚起の100万人署名は、現在38万筆を超えているが、その中には「息子の供養のために」と一人で1000～5000筆以上集めた遺族が多数いる。定例化した街頭署名行動も遺族がマイクを握り通行人へ署名協力を呼び掛けている。議

員立法で制定させるための超党派議員へのロビー活動も遺族が主体におこない、地方議会への働きかけも各地の遺族が頑張っている。

それを追ったTVニュースが流れ、新聞各社が過労死事件を連載するなど全国に波及している。遺族らの渾身の闘いが予防運動に活かされ、過労死根絶に向けて遺族が主体的に活動できるようになったのは、運動の大きな前進であると誇りに思う。これからも働き過ぎで亡くなった命を無駄にしないために予防に活かすべく、「過労死防止基本法」制定の実現めざし、家族の会の役割を果たしていく所存である。

（てらにし えみこ・全国過労死を考える家族の会代表世話人・過労死を出した企業名公表裁判原告）

家族でいることの喜び奪う悲劇の根絶を 中原のり子

小児科医師としての亡き夫

亡夫・利郎は、都内の民間病院に勤務する小児科医だった。1999年8月16日早朝、勤務先の病院の屋上から身を投げた。「少子化と経営効率のはざまで」という題の文書が残されていた。その一部を引用する。

＜（前略）経済大国日本の首都東京で行われているあまりに貧弱な小児医療。不十分な人員と陳腐化した設備のもとで行われている、その名に値しない救急・災害医療。この閉塞感の中で私には医師という職業を続けていく気力も体力もありません＞

彼と私の出会いは約30年前に遡る。私は、大学卒業後に薬剤師として病院に勤務していた。

千葉大学医学部の5年生で、実習に来ていた中原利郎と知り会った。卒業後、小児科医となった利郎と結婚。2男1女に恵まれた。性格は、礼儀正しく、近所の人からは「聖人君子」と呼ばれることもあった。彼が亡くなったのは、小児科医として腕を磨き上げた19年目の夏。享年44歳である。

夫は亡くなる半年前に、小児科部長（代行）に就任した。その後、小児科医師の退職が相次ぎ、勤務医が半減した中で、勤務の負担が増えていった。当直が月8回に上る月もあった。32時間連続勤務、ほとんど睡眠の取れない当直の後は、体を引きずるようにして帰宅し、ぐったりと横たわるようになった。激務が続く中で、血圧の値も上昇し、痛風の発作も頻発した。